

木更津市国民健康保険税条例【抜粋】

(国民健康保険税の減免)

第26条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、申請又は職権により、国民健康保険税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- (2) 次のいずれにも該当する者
 - ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
 - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となったものに限る。）の被扶養者であつた者
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - (イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者
 - (ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員
 - (エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。
- (3) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (4) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに申請書を提出できないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名
- (2) 年度、納期の別及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者のうち、第1項第2号に該当する者は、前項の規定にかかわらず、申請書の提出を省略することができる。

4 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

木更津市国民健康保険税減免取扱要綱【抜粋】

(減免事由)

第3条 条例第26条第1項第1号に規定する貧困により生活のため公私の扶助を受ける者とは、納税義務者等が次の各号のいずれかに該当する納税義務者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する扶助を受ける者
- (2) 親族以外の第三者から扶助を受ける者

2 条例第26条第1項第3号に規定する災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者とは、次の各号のいずれかに該当する世帯の納税義務者とする。

- (1) 火災、風水害、震災その他これらに類する災害により納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の所有する市内の土地、家屋及び家財に甚大な損害を受けた世帯

- (2) 盗難、横領等により納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の所有する財産（土地、家屋及び家財にあつては市内に存したものに限る。）に甚大な損害を受けた世帯
- (3) 失業、廃業又は事業不振により納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の収入が著しく減少し、かつ、疾病、負傷等により納税義務者等が長期にわたって就労が困難である世帯

3 条例第26条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める者とは、次の各号のいずれかに該当する世帯の納税義務者とする。

- (1) 納税義務者等が長期にわたる疾病に罹患又は負傷をしたことに伴い医療費が著しく増加した世帯
- (2) 世帯合計収入額が生活保護法に定める生活保護基準額以下であり、かつ、疾病、負傷等により納税義務者等が長期にわたって就労が困難である世帯
- (3) その他市長が減免の必要があると認めた世帯
(減免の適用)

第4条 前条の規定は、当該減免の規定に該当することとなつた日以後に到来する当該年度内における納期に係る保険税額について適用する。

2 納税義務者等が前条に規定する減免事由の2以上に該当するときは、いずれか大きい減免の割合を適用するものとする。

(減免の基準)

第5条 条例第26条第1項第1号、第3号及び第5号の規定により減免する場合の減免の割合その他の減免の基準は、別表第1に定めるところによるものとする。

2 条例第26条第1項第2号の規定により減免する場合の減免の割合その他の減免の基準は、別表第2に定めるところによるものとする。

3 条例第26条第1項第4号の規定により減免する場合の減免の割合その他の減免の基準は、別表第3に定めるところによるものとする。

別表第1 (第5条)

区分		減免割合		必要書類		摘要				
第3条 第1項	第1号	100%		生活保護受給証明書等						
	第2号	100%		収入・無収入申告書(第1号様式) 資産申告書(第2号様式) 給与証明書 その他必要とする書類						
第3条 第2項	第1号	納税義務者の世帯の 前年の総所得金額等	損害割合			資産申告書(第2号様式) 火災証明書、り災証明書等 その他必要とする書類	1 損害程度の認定は、消防署長等公的機関が 発行する証明書等によるものとする。 2 損害割合＝損害金額÷被害前の資産価額 3 損害金額は保険金、損害賠償金等の補填金 額を差し引いた額とする。			
			50% 以上	30% 以上						
			300万円以下世帯	100%	50%					
			500万円以下世帯	50%	30%					
	700万円以下世帯	30%	20%							
	第2号	納税義務者の世帯の 前年の総所得金額等	損害割合			資産申告書(第2号様式) 被害を証明する書類等 その他必要とする書類	1 損害程度の認定は、原則として公的機関が 発行する証明書等によるものとする。 2 損害割合＝損害金額÷被害前の資産価額 3 損害金額は保険金、損害賠償金等の補填金 額を差し引いた額とする。			
			50% 以上	30% 以上						
			300万円以下世帯	100%	50%					
			500万円以下世帯	50%	30%					
	700万円以下世帯	30%	20%							
	第3号	納税義務者の世帯の 前年の総所得金額等	減少割合			収入・無収入申告書(第1号様式) 資産申告書(第2号様式) 給与証明書 その他必要とする書類	1 減少割合＝ $1 - \{B - (b - a)\} \div A$ A：減免を受けようとする保険税の賦課年度 の初日が属する年（以下「当該年」という 。）の前年の合計所得金額 B：当該年中の所得見込額 a：当該年の前年に支払った医療費の金額 b：当該年中に支払う医療費の見込額 2 当該年中に支払う医療費の見込額は、高額 療養費、保険金等の補填金額を差し引いた 額とする。			
			90% 以上	70% 以上	50% 以上					
150万円以下世帯			90%	70%	50%					
300万円以下世帯			80%	60%	40%					
500万円以下世帯			60%	40%	30%					
700万円以下世帯	50%	30%	20%							
第3条 第3項	第1号	納税義務者の世帯の 前年の総所得金額等	減少割合			収入・無収入申告書(第1号様式) 資産申告書(第2号様式) 給与証明書 医療費の領収書等、 その他必要とする書類	1 減少割合＝ $1 - \{B - (b - a)\} \div A$ A：減免を受けようとする保険税の賦課年度 の初日が属する年（以下「当該年」という 。）の前年の合計所得金額 B：当該年中の所得見込額 a：当該年の前年に支払った医療費の金額 b：当該年中に支払う医療費の見込額 2 当該年中に支払う医療費の見込額は、高額 療養費、保険金等の補填金額を差し引いた 額とする。			
			90% 以上	70% 以上	50% 以上					
			150万円以下世帯	90%	70%			50%		
			300万円以下世帯	80%	60%			40%		
			500万円以下世帯	60%	40%			30%		
	700万円以下世帯	50%	30%	20%						
第2号	100%		収入・無収入申告書(第1号様式)、 資産申告書(第2号様式)、 給与証明書、 その他必要とする書類							
第3号	その都度市長が定める割合		必要とする書類							

別表第3 (第5条)

減免割合	減免期間	必要書類
100%	国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する期間の末日の属する月の 前月まで	在所証明書、拘置証明書、収監証明書等